
サンフランシスコ講和と吉田路線の選択

宮城 大蔵

Miyagi Taizo

はじめに

第2次世界大戦後の日本外交を語る際、必ずと言ってよいほど言及されるのが戦後初期の首相・吉田茂の名を冠した「吉田路線（吉田ドクトリン）」である。1980年代から、永井陽之助、高坂正堯といった研究者によって用いられるようになった「吉田路線」の内容を確認するならば、(1)アメリカとの同盟関係を基本とし、それによって日本の安全を保障する、(2)したがって日本の防衛費は低く抑える、(3)そのようにして得られた余力を経済活動に充て、通商国家としての日本の発展を目指す、というものである。永井や高坂は(1)から(3)の組み合わせを、吉田の手になる政治的ナリアリズムの所産として高く評価したのであった⁽¹⁾。

しかしそれは一方で、日本が経済大国として世界的地位を謳歌するようになっていた1980年代という時点から見たときの吉田再評価という面も否めない。よく引かれる一文だが、イギリスの歴史家、E・H・カーはその著書『歴史とは何か』で、「歴史とは歴史家と、歴史家が選り取った事実との間の絶え間ない対話の相互作用のプロセスである」と論じる⁽²⁾。つまり時代に応じて過去の歴史の意味は不断に読み替えられるということだが、戦後日本外交について言えば、吉田と吉田路線についての評価は、その好例であるように思われる。

本稿では、戦後外交の基軸として確固たる地位を占める吉田路線をあえて相対化するため、まず1950年代という同時代において吉田の選択がもった意味を再考したうえで、21世紀の今日から見たときの吉田の選択と吉田路線の意味を考えることとしたい。

1 吉田評価の変遷

まず、吉田と吉田路線の評価に関する変遷を辿っておこう。1954年に吉田が、政敵・鳩山一郎に追い詰められるかたちで長く親しんだ首相の座から追われたとき、世の吉田に対する評判は散々なものであり、権力への執着、独裁的、秘密主義、大衆を見下す貴族趣味といった吉田のイメージが、それとは対照的にみえた鳩山を「鳩山ブーム」とも言われた人気者の地位に押し上げたほどであった。

サンフランシスコ講和条約の発効によって日本が独立を回復した時点で吉田もそれを花道に退陣していれば、独立回復の功労者として名声を保つこともできたのに、最後まで権力にしがみつき、ついには側近からも見放されて首相の座から追われたというのが、同時代の一般的な吉田に対するイメージであった⁽³⁾。

その吉田に対する評価が肯定的なものとなっていったのは、吉田を追い落として政権を握った鳩山一郎や岸信介など「戦前派」、換言すれば占領期における吉田の政治に対して批判的な首相の系譜が、1960年の日米安全保障条約をめぐる騒動に伴う岸首相の退陣で途切れたこと、その後に吉田直系の池田勇人、佐藤栄作が首相の座を占め、高度成長に伴って自民党政権の黄金時代を築いたことによるところが大きい。戦前からの政治家である鳩山らは、吉田の政治を連合国占領下の「歪んだもの」とみなし、独立国家としての姿を万全のものとするべく、「憲法改正」や「再軍備」を実現すべき政治の主題として掲げた。しかしそのような動きは1960年の日米安保条約の改定に際し、岸首相のいささか強引な手法もあって「戦前回帰」を懸念する強い反発に直面して頓挫した。代わって登場した池田首相は、「寛容と忍耐」、「所得倍増」へと自民党政治の向かう先を大きく転換した。1964年には東京オリンピックが開催された。日本はもはや敗戦国ではなく、また戦前の軍事強国とは異なる顔をもつ国として復活し、国際社会の晴れ舞台にそのお披露目の場を得たのであった。

筆者（宮城）は、『国際問題』が2001年に創刊500号を迎えたのを期して開始された「日本外交インタビューシリーズ」で、主査の五百旗頭真教授に付き従って宮澤喜一に対する聞き取りに同席する機会に恵まれた。その際、筆者にとって印象的であったのは、サンフランシスコ講和の前後に若き政治家として池田の側近であった宮澤が、1956年という独立回復から間もない時点において、自らが携わった占領期の対米交渉について生々しい体験を刊行⁽⁴⁾したことに關するやりとりであった。宮澤の答えによれば、同書は宮澤自身の「回顧録」であった。すなわち1954年末に吉田が政権を失うと、「鳩山氏に代表される追放復活者たちの信条なり、あるいは顔ぶれからいってもきわめて明確に戦前に遡りますから、それは明らかに違う人たちが戻ってきた」「吉田なり池田なりという人と戦後の時代に働いて、そして自分の仕事はそれで終わったという感じでした」。こう考えた宮澤は、軽井沢にこもって「回顧録」を執筆したというわけである⁽⁵⁾。その時点においては、やがて岸退陣後に池田、佐藤といった吉田直系の政治家が復権を果たして「保守本流」を自認するようになり、宮澤もまた政治の中樞に復帰して、やがて首相になるといった未来図は予見されていなかったのである。

前述のように世論、特に左派の影響力が強かった知識人の間における評価は芳しくなかった吉田であったが、池田、佐藤政権期になると、戦後日本の礎を築いた政治家としてその功績を評価しようという動きが生じ、やがて定着することになった⁽⁶⁾。1967年に吉田が89歳で没したとき、その葬儀が戦後では唯一、国葬として執り行なわれたことが、吉田の地位の確立を象徴している。

吉田の没後も日本は、翌1968年に西ドイツを抜いて経済規模において自由主義陣営2位に躍り出るなど順調に経済成長をつづけた。また冷戦という二極化した構図のなかであって、日本に關係する国際的な危機とは、ほぼ自動的に米ソ両陣営間の問題であり、日本は良くも悪くも自由主義陣営の一国として行動するほかになく、安全保障にかかわる日本独自の判断を迫られることもまれであった。そのような国際環境が、「吉田路線」の志向する軽武装や、軍事・安全保障に対する消極的姿勢を日本が維持することを可能にしたのであった。つまり、経済成長と冷戦という固定的な国際環境が、「吉田路線」を「成功」であるとみなす基盤を形

成したのであった。

2 吉田が「選択した」こと

それではこのような吉田評価の変遷は別として、戦後初期の占領下において、実際に首相として吉田が選択したことは何であったのだろうか。事実として言えば、社会主義圏を含めた全面的講和が望ましいとする「全面講和論」を退け、早期の独立回復のためにはやむをえないとして米英主導の「単独講和」に踏み切ったこと、それと同時に独立回復後の日本の安全保障について、占領軍として駐留していた米軍にそのまま日本防衛を委ねる日米安保条約を調印したこと、その一方で日本に対して再軍備を求めるアメリカや日本国内の保守勢力からの圧力に抗し、漸進的な再軍備とその結果としての軽武装を選択したということである。

それではこれらの選択のどこに吉田の独自性をみることができるのだろうか。サンフランシスコ講和前後の吉田について、内外の史料を踏まえた最新の研究を刊行している楠綾子によれば、吉田の選択は2つの意味において画期的であった。第1に、戦前までの帝国日本が、日英同盟や三国同盟を結んだ時期はあったものの、基本的には自国の安全を独力で確保しようとしたのに対して、吉田は戦後日本の安全をアメリカとの関係に委ねることを選んだ。そして第2に吉田の選択は、日本の安全保障上の負担を最小限に抑えるものであった。

1点目について言えば、核兵器をもって対峙する米ソ冷戦の世界的な波及に伴って、欧州やアジアでも多くの国が米ソいずれかの軍事ブロックに組み込まれ、独力で完全な自衛が可能な国は事実上なくなった。その意味でアメリカに防衛を委ねるといふ吉田の選択は、戦後世界において必ずしも特異なものではなかった。しかし2点目にかかわることだが、吉田が独立回復後の日本の本格的再軍備を拒んでそれを漸進的に進めることにこだわり、結果として軽武装という路線の基礎を築いたことは、やはり吉田の選択とリーダーシップと言うべきものであった⁽⁷⁾。

また、このような安全保障面の一方で、吉田の選択はアメリカの提供する自由貿易体制のなかで発展することに日本の前途を託すことであった。冷戦史家・石井修は、日本がアメリカ主導の自由貿易圏に入ったことによって得られた利益を、次のように整理する。①アメリカという世界最大の単一市場が日本の輸出品に開放された。②最新の技術をアメリカから導入することが可能になった。③長期、短期の資本導入の道が開かれた。④関税貿易一般協定(GATT)第35条援用による関税上の対日差別措置をとっていた西欧諸国に対して、その撤廃をアメリカが強く働きかけた。総体として言えば、独立回復後の日本は石井が言うところのアメリカの「核とドルの傘」の下で生きることを選択することになったのであり、それを主導したのが吉田であった⁽⁸⁾。

3 吉田が「選択しなかった」こと

吉田が「選択した」というからには、吉田の前には選択肢があったということが議論の前提となる。果たして当時のアメリカの圧倒的な力の前に、日本、そして吉田にいかほどの「選

択の自由」があったのか。吉田自身、国会で「全面講和にこしたことはないのですが、日本が全面講和をしたいから、単独講和をしたいからと申しても、選択の余地はない」と述べているのだが、その点はひとまず脇に置き、ここでは吉田の選択をめぐって、何が「選択されなかったのか」を考えてみたい⁽⁹⁾。それによって、吉田の選択の意味をより立体的に把握することができると思われる。

本論冒頭で示した「吉田路線」を構成する3つの要素に沿って見てみれば、まず(1)「アメリカとの同盟関係を基本とし、それによって日本の安全を保障する」という点である。ここで「選択されなかったこと」は、例えば講和によって独立を回復するが、日米安保条約の調印には応じないという選択であり、社会党右派などはこの立場であった。独立回復後の日本の安全保障をいかに確保するかという点については、占領期に外務省で模索された「永世中立」や国際連合の集団安全保障に委ねるという案、芦田均が提起した、有事の際に米軍が日本に駆けつけるという「有事駐留」の構想などがあった⁽¹⁰⁾。第2次世界大戦以前には、平時において植民地などではない主権国家に他国の軍隊が恒常的に駐留するということは基本的にありえず、占領軍であった米軍が独立後の日本にとどまるとするのは主権国家の体面上、避けるべきことと考えられたのであった。

これに対して吉田は、国連による集団安全保障や米軍の有事駐留を不確かなものとして退け、米軍の恒常駐留という方策に日本の安全を委ねることとした。そのことを「吉田路線」の第2の構成要素である(2)「したがって日本の防衛費は低く抑える」と結びつけたところに、吉田の独自性をみてとることができるのであろう。「主権とか独立というスローガンにはこだわらずに米軍の基地利用を認め、その代わりに防衛力の節減をはかるという安全保障方式を編み出した」ことは、確かに「しなやかな吉田の思考法のよい事例」であった⁽¹¹⁾。だがこの点について、1950年代においては本格的再軍備に伴う軍需産業の育成は、むしろ経済復興の一助になるという、異なる考え方があったことも一応は指摘しておくべきであろう⁽¹²⁾。

「吉田路線」の第3の要素は、(3)「そのようにして得られた余力を経済活動に充て、通商国家としての日本の発展を目指す」である。だが、防衛に充てる予算を浮かせたからといって、それが直ちに産業振興の目的に有効に支出され、実際の日本経済復興に役立つかは必ずしも定かではない。言うまでもなく経済活動は政府ではなく、基本的に民間が担うものだからである。「吉田路線」の経済的な意味は、むしろ石井が強調するように、アメリカ主導の自由貿易圏に参入することを選んだ点にあると言わなければならない。

この3点目で「選択されなかった」ことがあるとすれば、戦前に繋がり深かった中国市場へのこだわりということであろう。戦前の日中戦争期にあっても、中国市場は日本の輸出の3割以上を占めていた⁽¹³⁾。米英主導の単独講和に反対して展開された全面講和論の論拠のひとつは、単独講和では中国市場と切り離される。果たしてそれで日本の復興は実現可能なのかという疑問であった。この点について吉田は、日本と中国との経済関係は「想像されるほど大きなものではない」として、中国政府が日中貿易を受け付ける可能性はないとアメリカの上院議員に対して述べている⁽¹⁴⁾。

以上のように「吉田路線」を構成する3つの要素それぞれに関して、「選択されなかったこ

と」は、いずれも相応の根拠をもつものであった。そして実際に吉田の選択はその後、これら「選択されなかったこと」から提起される疑問に向き合うことを余儀なくされた。(1)については、主権国家間の条約というよりも、米軍駐留協定のような日米安全保障条約について、不平等かつ一方的だという批判は日本国内に根強く残ることになった。結局のところこの条約は1960年に、より対等な色彩の強い現行の安保条約に置き換えられるわけだが、それを主導したのは岸というよりむしろアメリカ側であって、不平等な安保条約が日本の反米ナショナリズムと結びついて「日本中立化」にまで至ることを懸念したことがその背景にあった⁽¹⁵⁾。

(2)については、吉田が再軍備に慎重であった理由のひとつに、それが旧軍人の復権と進出につながりかねないと懸念したことが指摘される。明治以来の帝国日本を結果的に破滅に追い込んだ軍部の跋扈に対する吉田の憤りの強さがあれば故であった。一方で、そこに旧軍人の日本人よりも、旧敵国であったアメリカのほうが信頼するに足るという「逆転」をみてとる論者もいるであろうし、それを吉田ならではの合理的な割り切り、あるいは旧軍勢力の復活阻止という点で断固たる優先順位をつけた選択であったとみることも可能であろう。(3)については、アメリカ市場も当時、低品質とみなされた日本製品にさほど開かれているとはみえず、他方で共産化した中国市場も閉ざされるなかで、1950年代にいささか苦し紛れに日米で注目されたのが東南アジアであった。東南アジアと日本を経済的に結びつけるという構想が1950年代に次々と打ち出されたのだが、いずれも看板倒れに終わった。

このように、吉田の選択がそのまま後の日本の繁栄と安定につながったわけではない。国際的にも日本国内についても過渡期とも言うべき1950年代を経て、「経済大国」という自画像が確立し始めた1960年代になって、吉田の「選択」の意味が再発見されたのであり、換言すれば吉田が「選択しなかった」国家像や選択肢がその頃までに魅力を失った末に、「吉田路線」が復権を果たしたのであった。

4 「欠落した」こと

ここまで吉田と「吉田路線」が選択したこと、選択しなかったことを考察してきたが、その外側に「欠落したこと」があることを見落とすべきではない。

「全面講和」対「単独講和」という定番の図式からすれば、共産主義諸国との関係回復の欠落ということがすぐに思い浮かぶ。この問題は日米安保条約と表裏を成すものであった。すなわち、朝鮮戦争などアジアでも冷戦が一挙に本格化しつつあったなか、日本が軍事的にアメリカ陣営に組み込まれることを明確化する安保条約の調印は、ほぼそのまま「全面講和」の可能性を遠ざけるものであった⁽¹⁶⁾。

実際、講和が米英主導・日米安保とセットになったことで、ソ連はサンフランシスコ講和会議に出席しないものと観測された。しかしソ連代表団は、自らの影響下にあるポーランドとチェコスロバキアの代表団を伴ってサンフランシスコに現われた。その意図を米英側はいぶかしんだが、ソ連代表団は独立回復後の日本における外国軍隊の駐留禁止、日本の賠償額とその財源を中華人民共和国、インドネシア、ビルマ、フィリピン、日本の5カ国による会

議で決定すること、宗谷、根室、津軽、対馬の各海峡の非武装化と、それら海峡における軍艦の運航は日本海沿岸国の軍艦に限ることなど、13項目にわたる講和条約草案の修正を提起する⁽¹⁷⁾。しかし、米英側はこの会議はすでにできあがった草案について調印するか否か態度表明する場であって、草案の内容について討議する場ではない、ソ連の提案は議事規則違反であるとしてこれを却下し、結局、ソ連など上記3カ国は講和条約に調印をしなかった。

1950年にソ連は中国と中ソ友好同盟相互援助条約を結んでいたが、その第1条では「日本またはこれと同盟している国」が中ソ同盟の仮想敵として明記されていた。その一方で日米安保条約には「極東条項」が挿入されていた。1950年に勃発した朝鮮戦争を受けて、それまで「日本の安全に寄与するため」とされていた駐留米軍の目的に、「極東における国際の平和及び安全の維持」という文言が盛り込まれたのである。このような状況下であれば、中ソとの講和を不可能にし、アメリカの戦争に巻き込まれる危険を招くという単独講和への反対論は、一定の説得力をもつものであったと言えよう。

また国連の安全保障理事会常任理事国として拒否権をもつソ連との講和ができないことは、日本の国連加盟を遠ざける可能性もあった。実際、日本が国連加盟を果たすのは、鳩山政権下で日ソ国交回復が実現した1956年になってからのことであった。

一方、同時代において耳目をひいた「全面講和」対「単独講和」という図式の陰に隠れたのが、サンフランシスコ講和会議におけるアジアの不在という問題である。すなわち、世界の国々でサンフランシスコ講和会議に出席し、講和条約に調印したのは49カ国であるが、そのうちアジア諸国はフィリピン、インドネシア、旧宗主国フランスの後押しで招請されたベトナムなどインドシナ三国、それにパキスタン、セイロン（現在のスリランカ）などに限られる。つまり、アジア諸国の多くは参加していないのがサンフランシスコ講和条約の大きな特徴なのである。

5 反共産主義の相貌

サンフランシスコ講和条約における「アジアの不在」は、戦乱や分断といった戦争直後のアジアを覆った混乱の反映であった。すなわち、最大の戦争被害国であった中国については、台湾に移転した国民政府招請を主張するアメリカと、香港の権益維持などを背景に1950年には中華人民共和国と国交樹立し、こちらを招請することを主張したイギリスとの意見がまとまらず、北京と台湾、どちらも招かれなかった。朝鮮戦争の最中にあった朝鮮半島については、韓国が講和会議への参加を主張し、一時は招請国リストに掲載されたものの、結局、日本の交戦国とは言えないとして、アメリカによって参加を拒否された⁽¹⁸⁾。当時のアジアで影響力の大きかったインドは、日本が日米安保条約によってアメリカ陣営に組み込まれることなどを批判して不参加を表明し、アメリカが説得したものの結局参加しなかった。

講和条約に参加しなかったアジア諸国との関係回復は、二国間の平和条約に委ねられた。その過程では、冷戦による分断国家のいずれを選ぶのかという問題と、賠償問題が大きな焦点となった。前者について特に問題となったのは中国である。朝鮮戦争を契機に対中封じ込めに舵を切ったアメリカは、日本と大陸の共産党政権との断絶を確固たるものとするために、

日本が国民政府を「中国全土の代表政府」とみなして平和条約を調印することを求めた。これに対して日本側は、国民政府を「台湾の政府」として関係樹立を行なうことを志向したが、結局はアメリカの要請を受け入れた。

近年の研究によれば、この局面で吉田が最後まで抵抗したという従来の説は必ずしも正確ではなく、むしろ吉田は「反共産主義」の立場から、アメリカの対中封じ込めに異論を唱えることはなかった。当時、大陸に成立した共産党政権の基盤は必ずしも確固たるものとはみなされず、「2、3年前まで全中国を支配し、統治していた国民党政権が、大陸に再び戻るかもしれないと考えていた」（吉田の側近であった岡崎勝男国務大臣）。そうしたなかで吉田は、日米英などが協調政策をとって大陸中国に対する浸透工作を行ない、共産党体制の変容を図ることを考えていた⁽¹⁹⁾。

対中政策においてみられるような吉田の「反共産主義」は、左派勢力を念頭においた国内治安問題などでも顕著であり、本来、吉田の政治の根底をなすものとみなされるべきであろう。しかし後年の「吉田再評価」では、その反共という政治性は捨象される傾向にあったと言えよう。安保騒動という国論の大分裂の後を受け、再び対立を生みかねない憲法や再軍備を棚上げし、「経済の季節」のアイコンとして復活したのが吉田再評価論である。「反共」という現実の吉田の生々しい政治性は、アイコンとしての吉田には似つかわしくないものとして、吉田神話の内奥深くにしまい込まれることになったのである。

6 アジアの不在

日本の植民地であった朝鮮半島や交戦国であった中国などを除けば、サンフランシスコ講和会議に参加しなかったアジア諸国の多くは、第2次世界大戦後に独立を果たした新興独立国であった。戦前には植民地支配下におかれていたこれらの国々の人々は、独立獲得によってようやく、自らの声と主張を国際社会に発することができる立場を獲得したのであった。だが、これら諸国の大半が講和会議に参加しなかったことによって、戦争中に日本に蹂躪されたアジアの悲痛な肉声は、講和会議という日本国際復帰の一大舞台においては聞こえづらなものとなった。それが結果として、アジア諸国の戦争被害に対して戦後日本の思いが必ずしも行き届かない一因となったように思われる。波多野澄雄が指摘するように、対日講和は冷戦の本格化とともに、対日懲罰を主眼とする「ヴェルサイユ型」から、「寛大な講和」の下、反共陣営の一員として日本の早期復興を図る「冷戦型」講和へと変化した⁽²⁰⁾。

その過程で、講和会議を主導した米英は対日無賠償を基本原則に据えたが、これに異議を唱えたのが戦争中に日本から甚大な被害を受けた国であり、その筆頭であるフィリピンなどの強い申し入れに応じて、講和条約では戦時中に日本軍によって占領された国は日本に賠償を請求できるとされた。だが一方で日本にすべての賠償請求に応じる経済力がないことも認められ、請求は日本経済に過度の負担をかけない範囲で行ない、その手段も現金賠償ではなく役務とされた。サンフランシスコ講和条約に基づいて賠償を請求したのはフィリピンと南ベトナムであり、また講和条約に参加しなかった国のうち、インドネシア、ビルマなどが二国間で対日賠償請求を行なった。

このように米英主導による「冷戦型」講和への移行は、日本の賠償負担を軽減することを伴ったのだが、それは日本経済の早期復興という点で、少なくとも短期的には「吉田路線」と同等か、それ以上に大きな意味をもったと思われる。だが、アジアの戦争被害国にとって、それは必ずしも本意ではなかった。インドネシアはこのような賠償に不満をもち、サンフランシスコ講和条約に調印をしたものの、批准をしなかった。米英主導による「寛大な講和」は、日米安保体制によって日本がアメリカの軍事ブロックに組み込まれることと引き換えになるもので、日本国内ではそのことへの不満と不安が「全面講和論」として噴出したわけだが、この構図のなかで置き去りにされたのがアジアの戦争被害国の声であった。

占領下で日本政府が日本人遺族向けに援護費用を計上しようとした際、連合国軍総司令部(GHQ)の顧問であったドッジが、「君たちには日本人に殺されたフィリピン人の兵隊の遺族の気持ちがわからないのか」と激怒したというが、日本政府担当者の感覚は、当時においてさほど特異なものではなかったであろう。赤紙1枚で徴収され、外国の遠い戦地で斃れた同胞の苦難に思いを馳せることは、責められるべきことではない。だが、その同胞が兵士としてその土地の人々に与えた惨禍については、人為的に事実として突きつけられる機会がない限り、想像力が必ずしも及ばないのは致し方ない面もあろう。その機会が本来は、講和会議だったのであろうが、「冷戦型」講和は、そのような場とはならなかった。

アジアにおける最大の戦争被害国のひとつ、フィリピンのロムロ外相が吉田と会談した際、吉田はロムロに握手を求め、「過去は忘れましょう」と話しかけたところ、ロムロは「過去は過去です。しかし、その過去を2度と繰り返してはならないと誓ってほしいのです」と答えた。ロムロはフィリピン代表としてサンフランシスコ講和会議に臨み、以下のような演説を行なっている。「あなた方日本は私どもに大変重大な損害を与えた。言葉でそれを償うことはできないし、あなた方のもっている金や富をもってしても、これを償うことはできないのである。しかし、運命は私たちに隣人としてともに生きなければならないと命じた。だから相互の間から憎悪の芽が永遠に追放されることを希望する。しかし、それがためにはわれわれが許しと友情の手を差し伸べる前に、あなた方から心からの反省と、その証拠を示してもらわねばならないのである」⁽²¹⁾。

しかし、その後に展開された日本政府とアジア各国との賠償交渉は、和解の機会というよりも、賠償金額をめぐる外交技術を駆使した切り下げ交渉へと変質していったことは否めない。それでは、ロムロが言うところの、日本の側からまず示すべき「心からの反省と、その証拠」は、いつ、いかなるかたちで示されたのであろうか。ひどく心許ない思いにとられるのである。それは講和前後の吉田の選択と、その再評価としての「吉田路線」を「ドクトリン」と奉じた戦後日本の歩みのなかに、その答えをなかなか見出せないことを意味しているであろう。

おわりに

サンフランシスコ講和を中心とした賠償の軽減(額と支払い方法の双方)は、戦後日本の早期復興を可能にした。しかしそれはアジアの戦争被害国の「赦し」によるものではなく、米

英による「冷戦型」講和によってもたらされたのであり、そこに一種の「ねじれ」が生まれることになった。やがて時を経て冷戦が終結し、冷戦を軸として戦後史を解釈する「冷戦史観」の縛りが解かれた時、戦後日本とアジアの関係の原点とも言うべき、この「ねじれ」が露わになったのである。

だが、そのような「ねじれ」を残したことをもって、吉田の選択と吉田路線の不備や未達成の面のみを強調するのも、歴史認識問題が中国、韓国などとの間における主要課題となっている「現在」という時点からみたときの過去の評価ということにすぎないのかもしれない。「戦後70年目」の時点から、ということではなく、「戦後70年間」を総体として、その歴史的评价を行なうことで初めて、バランスのとれた戦後の歴史像を描くことが可能になるのではないか。

その意味では、賠償軽減を含めた「寛大な講和」に恵まれた日本が、その結果として「吉田路線」に示されるような平和志向の経済大国として発展したこと、その日本が今度は日本がアジアの製品を吸収する市場として、また旺盛な企業活動を通して、あるいは膨大な援助や投資によってアジアの発展に果たした役割という側面も視野に入れるべきであろう。

換言すれば、「戦後70年間」をひとつの時代として捉えること、そして吉田の選択と「吉田路線」を日本一国のみならず、アジアの戦後史、さらには戦後世界史のなかに位置づけることが、このテーマで現代史を書く際のこれからの課題ということなのかもしれない。

- (1) 永井陽之助『現代と戦略』、文藝春秋、1985年、高坂正堯「日本外交の弁証」、有賀貞ほか編『講座国際政治(4)——日本の外交』、東京大学出版会、1989年。
- (2) E. H. Carr, *What is history?* Hampshire: Palgrave, 2001, p. 24.
- (3) 渡邊昭夫「吉田茂」、渡邊昭夫編『戦後日本の宰相たち』、中央公論社、1995年、57-58ページ。
- (4) 宮澤喜一『東京-ワシントンの密談——シリーズ戦後史の証言・占領と講和(1)』、中公文庫、1999年。
- (5) 「宮澤喜一——激動の半世紀を生きて」『国際問題』第500号(2001年11月)。
- (6) 五百旗頭真編『戦後日本外交史(第3版補訂版)』、有斐閣、2014年、106ページ。
- (7) 楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成——日米の構想とその相互作用 1943—1952年』、ミネルヴァ書房、2009年、1-2ページ。
- (8) 石井修「日米『パートナーシップ』への道程 1952—1984」、細谷千博編『日米関係通史』、東京大学出版会、1995年、181-182ページ。
- (9) 「衆議院予算委員会会議録」第8号、1949年11月23日。
- (10) 楠、前掲書(注7)、154-160ページ、波多野澄雄「サンフランシスコ講和体制——その遺産と負債」、波多野澄雄編『日本の外交(第2巻)——外交史 戦後編』、岩波書店、2013年、23ページ。
- (11) 渡邊、前掲(注3)、60ページ。
- (12) 植村秀樹『再軍備と55年体制』、木鐸社、1995年、165ページ。
- (13) 井上正也「日中関係の形成——日華平和条約から日中平和友好条約まで」、波多野編、前掲書(注10)、75ページ。
- (14) 井上正也『日中国交正常化の政治史』、名古屋大学出版会、2010年、22-23ページ。
- (15) 坂元一哉『日米同盟の絆——安保条約と相互性の模索』、有斐閣、2000年。
- (16) 波多野、前掲論文(注10)、25ページ。

- (17) 外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『新版 日本外交史辞典』、山川出版社、1992年、522ページ。
- (18) 塚本孝「韓国の対日平和条約署名問題——日朝交渉、戦後補償問題に関連して」『レファレンス』（国立国会図書館調査及立法考査局）第49巻第2号（1992年）。
- (19) 井上、前掲書（注14）、35-40ページ。
- (20) 波多野、前掲論文（注10）。
- (21) 外務省編『日本外交文書 平和条約の締結に関する文書 第4冊』、外務省／巖南堂書店、2002年、113ページ。